

平田村地域まるごと省エネ計画

【平田村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

2022年（令和4年）4月

福島県平田村



目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 計画策定の背景・意義	1
第2節 計画の基本的事項	4
第2章 区域の現状	5
第1節 区域の環境特性	5
第2節 区域の温室効果ガス排出状況	7
第3節 区域の温室効果ガスの将来推計	10
第4節 区域の気候の変化と将来予測	11
第3章 計画の目標	14
第1節 目指す将来像	14
第2節 温室効果ガス総排出量削減目標	15
第4章 温室効果ガス削減・抑制のための取組	16
第1節 基本目標	16
第2節 施策と取組	18
第5章 計画の推進	25
第1節 計画の推進体制	25
第2節 計画の進捗管理	26
参考資料	27

第1章 計画の基本的な考え方

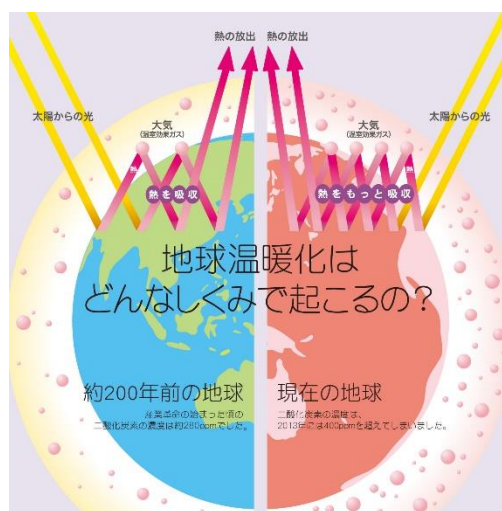
第1節 計画策定の背景・意義

1. 地球温暖化の現状と影響

(1) 地球温暖化と気温の上昇

地球は、太陽からの熱によって温められ、その熱は地表や海で反射して宇宙に放出されています。地球の表面にある窒素や酸素、二酸化炭素などは「温室効果ガス」と呼ばれ、太陽からの熱を吸収し、地表から宇宙への熱の放出を防いで、地球の平均気温を 14°C 程度に保つ役割を持っています。この「温室効果ガス」が増えすぎると、宇宙への熱の放出が妨げられ、地球の気温が上昇します。これが「地球温暖化」です。

産業革命以降、石炭や石油などをエネルギー源として大量に使用するようになり、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しています。IPCC「気候変動に関する政府間パネル」の第5次評価報告書（2014年）によると、1880～2012年の間に、世界の平均気温は 0.85°C 上昇しています。過去50年の気温の上昇は、自然の変動ではなく、人類が引き起こしたものと考えられており、2100年末には、1986～2005年の平均と比べて、最小 0.3°C ～ 1.7°C 上昇、最大 4.8°C 上昇と予測されています。



【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より】

(2) 気候変動の影響

IPCC第5次評価報告書では、将来的リスクとして「気候システムに対する危険な人為的干渉」による深刻な影響の可能性が指摘されています。確信度の高い複数の分野や地域に及ぶ主要なリスクとして、右のようなものが挙げられています。

また、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁共同により、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018～日本の気候変動とその影響」が作成されており、地球温暖化に伴う気候変動の様々な影響が懸念されています。



【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より】

2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と国内動向

(1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

地球の温暖化は、人類の生存基盤に関わる深刻な環境問題の一つであり、その原因とされる温室効果ガスの排出量を抑制することは、世界共通の課題となっています。

地球温暖化対策の国際的な動向としては、2015（平成 27）年 12 月には、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、『世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、また、1.5℃以下に抑える努力を追求する目標』などを決定しました。この「パリ協定」により、全ての国々が長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すことになり、1997（平成 9）年の「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

IPCC「気候変動に関する政府間パネル」の 1.5℃特別報告書（2018 年）において 1.5℃に抑えるためには、世界全体の人為起源二酸化炭素を 2050 年前後に正味ゼロに抑える必要があると公表されたことを契機に、2050 年までの排出実質ゼロに向けた国際的な動きが加速しています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国内動向

日本は、2015（平成 27）年 7 月に、日本の温室効果ガスの排出量を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比 26%削減とする目標を示した約束草案を国連に提出し、「パリ協定」に基づき、2016（平成 28）年 5 月に、その達成に向けた具体的な取組を定めた、「地球温暖化対策計画」を策定し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）を改正しています。

その後、地球温暖化対策を取り巻く状況が大きく変化したことから、2020（令和 2）年 10 月には菅総理大臣が、『2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す』ことを宣言し、2021（令和 3）年 4 月に、野心的な 2030 年度の目標として、『2013 年度比で 46%削減、更に 50%の高みに向けて挑戦する』ことを掲げました。

2021（令和 3）年 5 月には改正「地球温暖化対策推進法」が成立し、基本理念に『2050 年までの脱炭素社会の実現』が明記されたほか、第 21 条第 4 項に地方公共団体の事務事業に加え、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が、指定都市等を除く市町村においても努力義務として求められることとなりました。

このほか、2018（平成 30）年 6 月には、「気候変動適応法」が公布され、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪として取り組むべきであり、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

3. 福島県の地球温暖化対策

福島県では、地球温暖化対策と原子力依存からの脱却を両立するという困難な課題に取り組み、解決していくため、2013（平成 25）年 3 月に「地球温暖化対策推進計画」を改定し、「福島議定書事業」等の取組が進められてきました。さらに 2016（平成 28）年 3 月に「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」を改定し、イノベーション・コースト構想、福島新エネ社会構想の具体化など、地球温暖化対策に関連する新たな動きが出てきたことから、2017（平成 29）年 3 月に「地球温暖化対策推進計画」の再度見直しが行われ、更なる地球温暖化対策に取り組んでいます。

4. 村の地球温暖化対策

温室効果ガスの排出は、村民・事業者・村、あらゆる人たちの生活や事業活動に関係しているものであり、温室効果ガスの排出抑制のためには、共に計画的に取り組んでいくことが必要不可欠です。本村の自然的条件や社会的条件のもと、村民・事業者・村の全ての主体が、地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出削減に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進することを目的に、「平田村地域まるごと省エネ計画～平田村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～」をこの度策定しました。

第2節 計画の基本的事項

1. 計画の定義と位置づけ

「地域まるごと省エネ計画」とは、温室効果ガス排出量の削減目標を定め、省エネルギーの取組内容などを明確化し、地域ぐるみでの省エネルギーの取組を推進していくために策定される計画です。本計画は、「地球温暖化対策推進法」第21条に基づく、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねるものとし、本法律に基づき、温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組を推進していくものとします。

また、「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を兼ねるものとします。

本計画は、第5次平田村総合計画等、村の各種計画・事業等との整合・連携を図るものとします。

2. 計画の期間、基準年度と目標年度

本計画の期間、基準年度、目標年度は、以下の年次とします。

計画期間	2022（令和4）年度 ～ 2030（令和12）年度
基準年度	2013（平成25）年度
目標年度（中期目標）	2030（令和12）年度
目標年度（長期目標）	2050（令和32）年度

なお、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、計画期間内においても、法や条例の制定・改廃や、国や県の計画などの改定、本村の上位計画の改定などの際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

3. 計画の対象等

本計画の対象となる地域は、村全域とします。また、対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源 CO₂、非エネルギー起源 CO₂（廃棄物分野（一般廃棄物）由来）とします。

図表1 対象ガスと部門等

対象ガス	部門等	主な発生源
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	農林水産業、鉱業、建設業、製造業でのエネルギー消費による発生
	業務その他部門	オフィスや店舗などでのエネルギー消費による発生
	家庭部門	家庭でのエネルギー消費による発生
	運輸部門	自動車でのエネルギー消費による発生
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物分野（一般廃棄物）	一般廃棄物の焼却処理による発生

第2章 区域の現状

第1節 区域の環境特性

本村の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を検討するにあたって必要となる区域の自然的社会的特性と課題は、以下のとおりです。

1. 自然

本村は、福島県の南部、石川郡の北東部に位置し、93.42 km²の面積を有する阿武隈高原の豊かな自然に恵まれた村です。

周囲を山に囲まれ、村内の最も標高が高いところは村のシンボルである蓬田岳（標高952.23m）となっており、高原性の気温特性を有しています。

気候の特徴として、全地域が阿武隈山系の中にあり、地域の西北端にある蓬田岳及び東南端にある芝山をはじめ、標高500～700mのなだらかな山間地帯です。

冬季の降雪は少ないものの厳しい寒気に見舞われます。春の到来は遅く感じられますが、4月下旬は梅・桜などが一斉に開花し、厳しくも豊かな自然環境に恵まれた地域です。

2. 社会

人口は、令和3年4月1日時点で、5,972人（世帯数：2,224世帯）です。

昭和55年（8,804人）には既に人口減少段階に入っています。昭和60年（8,738人）までは微減で推移していましたが、平成7年（8,322人）ら人口減少が一気に加速し、平成22年には6,505人と、この30年間で2,233人減少したことになり、昭和60年と比較すると減少率は25.6%となっています。

交通は、村内には鉄道は走っていませんが、国道49号が村の北東部を貫き、国道349号が村の南東部を通っており、また、あぶくま高原道路が村のほぼ中心を東西に横切っています。これら主要幹線道路を中心に、県道や村道などが交通の骨格を形成しています。

3. 産業

本村は、葉たばこや水稻、畜産を主要産業として発展してきましたが、近年は自然薯・アスパラガス・高原野菜など、時代に応じた作物の経営も増加傾向にあります。

また、あぶくま高原道路の開通によって利便性が増した立地特性を活かした工業団地等への企業誘致、目を見張る美しい光景を作り出すジュピアランドひらたの芝桜やあじさい、道の駅ひらたを代表とする観光、比較的規模の大きな病院を中心とした医療・介護事業など、農業だけでなく地域の活力を生み出す産業の多様性が広がりを見せています。

4. 環境

村からのごみの排出量は近年大きな変動はなく、ほぼ横ばいとなっています。（令和元年度は、台風等の影響により、計測不能分があるため参考不可）

村の事務事業から排出される温室効果ガス排出量は、平成 29 年度は 48 千 t-CO₂ で基準年度である平成 25 年度から 4%増加しています。村では、役場庁舎において太陽光発電が導入されています。

図表 2 村のごみ排出量

区分 (t)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
可燃ごみ	1,291	1,309	1,400	1,348	1,374	1,413	878	1,335
不燃ごみ	112	104	111	105	102	106	107	122
資源ごみ	172	167	162	156	148	146	147	166
その他ごみ	74	54	100	46	54	47	43	51
総量	1,649	1,634	1,773	1,655	1,678	1,712	1,175	1,674

第2節 区域の温室効果ガス排出状況

1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法

温室効果ガス排出の要因分析、計画目標の設定、部門・分野別排出量の規模や増減傾向に応じた対策・施策の立案を行うために、温室効果ガス排出量の現況推計を行います。

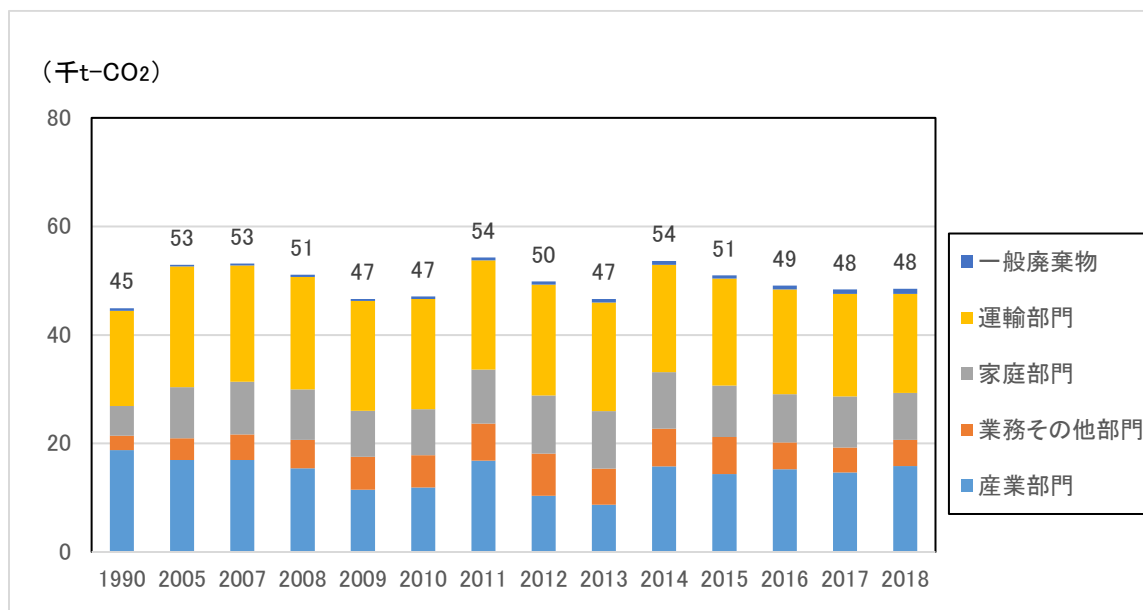
本計画の温室効果ガス排出量の推計対象は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門のエネルギー消費に伴うエネルギー起源 CO₂ と一般廃棄物の焼却処分に伴う非エネルギー起源 CO₂ です。しかしながら、地理的な行政区域内に限定して各部門のエネルギー消費量を把握することは非常に困難であるため、区域の温室効果ガスの排出量は推計によって算出されます。

本村の温室効果ガス排出量については、環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」を参照しています。

2. 区域の温室効果ガス排出量の推移

本村からの温室効果ガス排出量は、微増減を繰り返しながら推移しており、2016（平成 28）年度以降は横ばい傾向です。直近の 2018（平成 30）年度の排出量は、48 千 t-CO₂ でした。

図表 3 温室効果ガス排出量の推移



【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」】

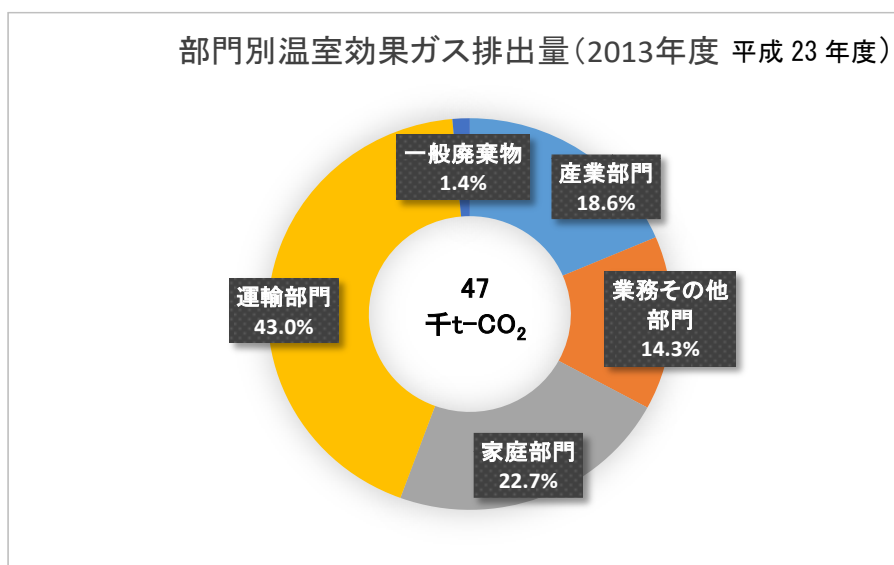
3. 部門別温室効果ガス排出量

基準年度である2013（平成25）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳は、運輸部門から約43%、次いで家庭部門から約23%、産業部門から約19%、業務その他部門から約14%、一般廃棄物からの排出量が約1%となっています。

県や全国と比較すると、運輸部門の占める割合が高く、産業部門と業務その他部門の割合が低くなっています。

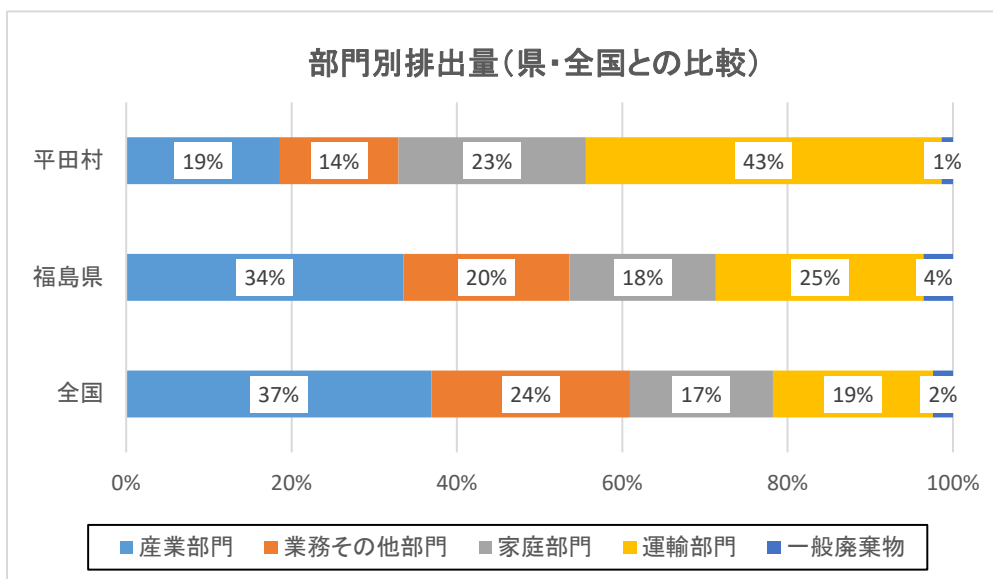
部門別温室効果ガス排出量の推移では、産業部門と廃棄物部門は増加傾向にありますが、他の部門は減少傾向です。

図表4 2013（平成25）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳



【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO2 排出量の現況推計値」】

図表5 部門別温室効果ガス排出量（県・全国との比較）



【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO2 排出量の現況推計値」】

図表 6 部門別温室効果ガス排出量の推移

部門等		2013（平成25）年度		2018（平成30）年度		2018（平成30）年度	
		排出量 （千t-CO ₂ ）	構成比	排出量 （千t-CO ₂ ）	構成比	2013年度比 増減量 （千t-CO ₂ ）	増減率
合 計		46.64	100%	48.50	100%	1.86	4.0%
	産業部門	8.67	19%	15.84	33%	7.17	82.7%
	製造業	5.93	13%	11.62	24%	5.69	96.0%
	建設業・鉱業	0.97	2%	1.01	2%	0.03	3.6%
	農林水産業	1.77	4%	3.21	7%	1.44	81.7%
	業務その他部門	6.69	14%	4.83	10%	-1.86	-27.8%
	家庭部門	10.57	23%	8.64	18%	-1.93	-18.2%
	運輸部門	20.07	43%	18.27	38%	-1.80	-9.0%
	自動車	19.54	42%	17.87	37%	-1.68	-8.6%
	旅客	8.37	18%	7.47	15%	-0.90	-10.8%
	貨物	11.17	24%	10.40	21%	-0.77	-6.9%
	鉄道	0.52	1%	0.40	1%	-0.13	-24.2%
	船舶	0.00	0%	0.00	0%	0.00	0.0%
	廃棄物分野（一般廃棄物）	0.64	1%	0.92	2%	0.28	42.8%

【（出典）環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」】

第3節 区域の温室効果ガス排出量の将来推計

1. 将来推計の考え方

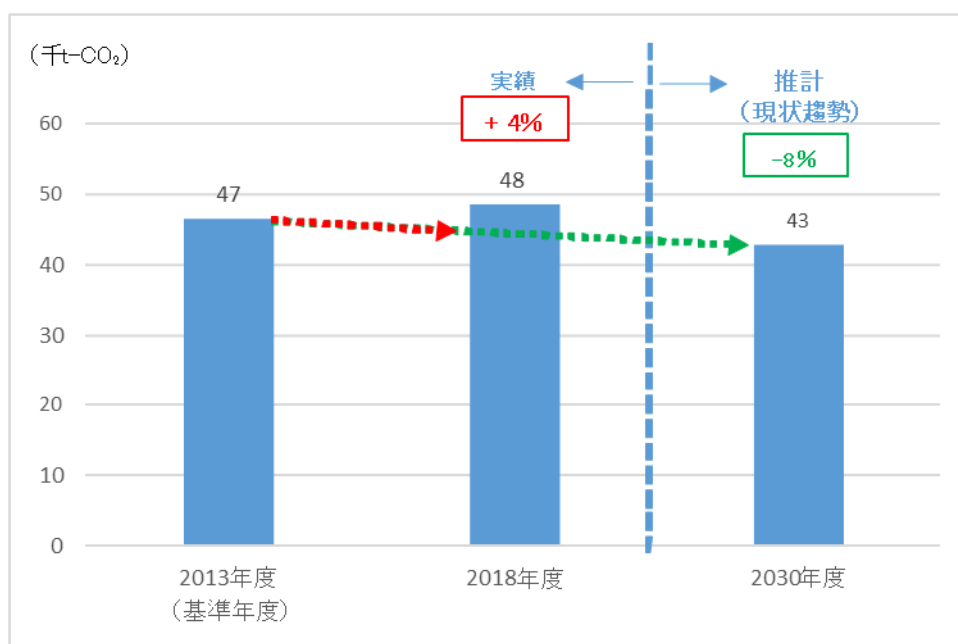
将来推計とは、削減対策を実施しなかった場合（現状趨勢ケース）の温室効果ガス排出量推計するものです。本計画の削減目標設定のための基礎情報とします。

村の温室効果ガス排出量の将来推計は、前述の村の温室効果ガス排出量に、「第5次平田村総合計画後期基本計画」に示された将来人口推計に基づく人口増加率を乗じて算出しました。

2. 温室効果ガス排出量の将来推計

村の温室効果ガス排出量は、2030年度は43千t-CO₂（2013年度比-6%）と推計されました。今後、村では人口減少が予測されており、それに伴い温室効果ガス排出量も減少すると考えられます。

図表7 温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）



第4節 区域の気候の変化と将来予測

1. 村の気候の現状

本村に最も近い福島県内の観測地点「白河特別地域気象観測所」の気象観測情報から、本村の気候の現状を以下のようにまとめました。

年平均気温は、1940年から2019年において、50年あたり0.8℃上昇しており、特に春の上昇率（1.1℃/50年）が高くなっています。

夏日（日最高気温 25℃以上）の日数は、10年あたり2.1日、真夏日（日最高気温 30℃以上）は、10年あたり1.8日の割合で上昇しており、なお猛暑日（日最高気温 35℃以上）についても10年あたり0.1日の割合で増加しています。熱帯夜は観測開始以来2日だけである。

冬日（日最低気温 0℃未満）の日数については、10年あたり－2.6日、真冬日（日最高気温 0℃未満）の日数は、10年あたり－0.7日の割合で減少しています。

年降水量は、長期的には大きな変化がみられませんが、まれに150mm（200mm）を超える大雨が発生しています。大雨日数は増加しているとみられ（変化傾向はみられず）、一方、無降水日は50年あたり4.7日の割合で増加しています。

降雪については、大きな変化傾向はみられません。

2. 村の気候の将来予測

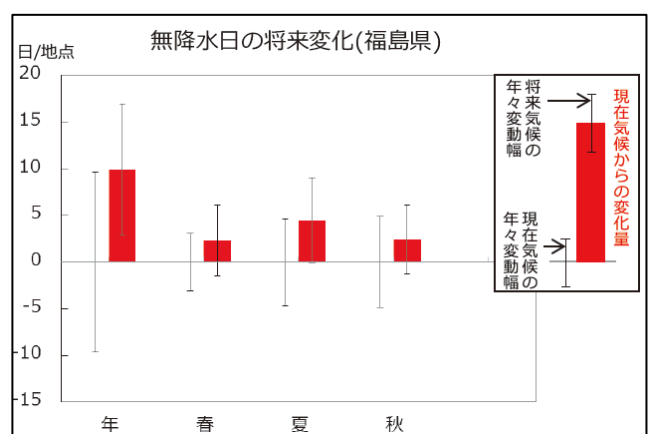
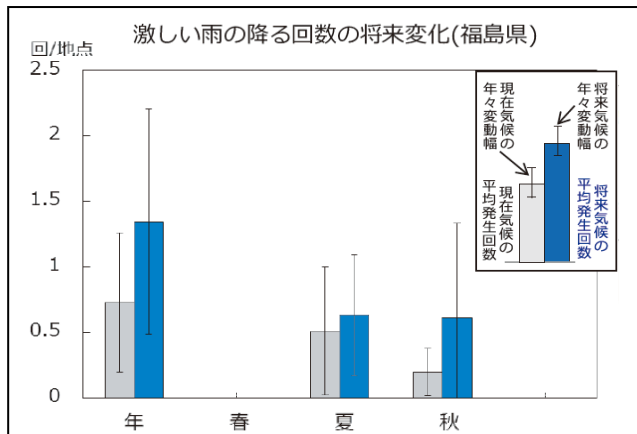
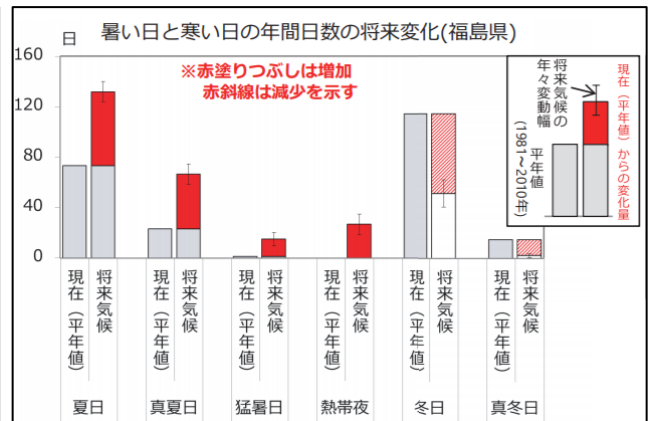
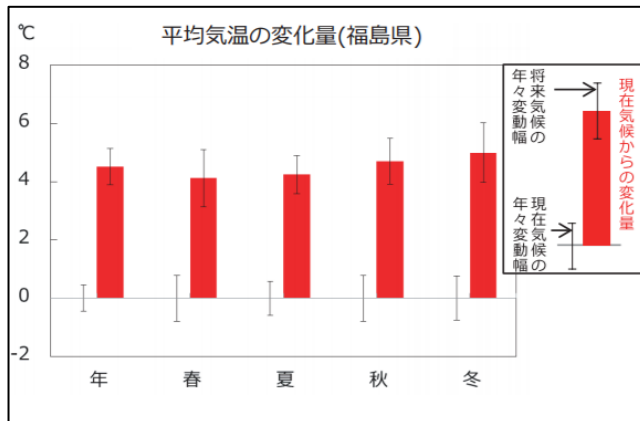
IPCCの第5次評価報告書に基づき、現在気候（1980～1999年）と将来気候（2076～2095年）を比較して、RCP8.5（現時点を超える政策的な緩和策を行わないことを想定した最悪のシナリオ）に基づいた将来予測のシミュレーションが行われています。

これによると、21世紀末（2076～2095年）には、福島県の年平均気温は100年で約4.5℃上昇し、現在の宮崎県と同程度となり、年間で猛暑日は約14日、真夏日は約44日増加すると予測されています。

一方、冬日は約63日減少する予測です。

激しい雨（1時間降水量30mm以上）が100年で約2倍に、無降水日も増加することが予測されており、大雨による災害発生や水不足などのリスクが懸念されています。

図表 8 福島県の気候の将来予測



【(出典)「福島県の21世紀末の気候」福島地方気象台】

3. 気候変動影響評価

これまでの気候の変化や将来の気候予測に加え、国の「気候変動適応計画」及び県の気候変動影響評価を踏まえて、本村における気候変動の影響評価を整理しました。

気候変動影響評価

影響評価凡例						
【重大性】	●：特に大きい	◆：特に大きいとは言えない	－：現状では評価できない			
【緊急性】	●：高い	▲：中程度	■：低い	－：現状では評価できない		
【確信度】	●：高い	▲：中程度	■：低い	－：現状では評価できない		

大項目	小項目	既往の気候変動影響	将来予測される影響	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
農業・林業・漁業	水稻 生産基盤	・ 一等米比率低下 ・ 収量の減少 ・ 病害虫分布域拡大 ・ 水資源の利用方法の変化	・ 整粒率や一等米比率低下、 水稻の発病増加 ・ 融雪の早期化等による用水 の取水時期への影響	●	●	●
	野菜	・ 収穫期の早まり ・ 生育障害の発生頻度増加	・ 適正な品種選択で影響回避 が可能	●	●	▲
	果樹	・ 果樹の浮皮 ・ 果実の着色不良、日焼け	・ 栽培適地の北上 ・ 高温による生育障害	●	●	●
	林業	・ 落葉広葉樹から常緑広葉樹 への置き換わり	・ 将来影響は不確定	◆	▲	▲
自然生態	水資源	・ 年間降水日数の減少	・ 融雪の河川流況の変化	●	▲	▲
	自然生態系	・ 高山帯・亜高山帯の植生の 衰退や分布の変化 ・ 野生鳥獣の分布拡大	・ 渡り鳥等野鳥の経路や時期 の変化 ・ 生物多様性等へのリスク	●	●	－
災害	水害	・ 短時間強雨や大雨の発生に より甚大な水害が発生	・ 洪水を起こしうる河川増加 ・ 施設の能力を上回る外力に よる水害が頻発	●	●	▲
	土砂災害	・ 短時間強雨の増加に伴う土 砂災害発生件数の増加 ・ 深層崩壊発生件数の増加 ・ 降積雪の年変動が増大	・ 降雨量増加に伴う集中的な 崩壊・土石流の頻発化 ・ 大量の流木が発生する災害 の顕在化	●	●	▲
	地域基盤	・ 記録的豪雨等による地下浸 水、停電や水道等への影響 ・ 豪雨や台風による道路交 通路の遮断等	・ 短時間強雨や渇水の増加、 強い台風の増加等に伴うイ ンフラ・ライフラインへの 影響リスク	●	●	▲
健康・生活	暑熱	・ 気温の上昇による超過死亡 の増加 ・ 熱中症搬送者数の増加	・ 熱波の頻度増加で熱ストレ スによる死亡リスクの増加 ・ 熱中症搬送者数の倍増	●	▲	▲
	感染症	・ デング熱等の感染症を媒介 するヒトスジシマカの増加	・ ヒトスジシマカの分布域の 拡大	●	▲	▲
産業	金融・保険	・ 保険損害の著しい増加と恒 常的に被害が出る確率上昇	・ 自然災害とそれに伴う保険 損害の増加	●	▲	▲
	観光業	・ 特にみられず	・ 自然資源を活用したレジャ ーへの影響	▲	▲	■

第3章 計画の目標

第1節 区域の目指す将来像

「第5次平田村総合計画後期基本計画」では、「基本構想」と「前期基本計画」に基づき、村民や各種団体と連携して「協働のむらづくり」をより一層推進していくことで、健康で心穏やかに暮らせる地域社会を実現することを、今後のむらづくりの姿として描いており、以下のような将来像を定めています。

「自然に包まれ健康で穏やかな暮らしのできる高原のむら」

本計画においてもこの将来像を目指すとともに、将来像の実現のため、以下の3つの方向性に配慮し、2050年度における脱炭素社会を見据えて地球温暖化対策に取り組むものとします。

《将来像実現のための3つの方向性》

- ①心やすらぐあんしん快適の平田村
- ②心おどるにぎわい交流の平田村
- ③心つながるふれあい協働の平田村

また、本計画を推進することにより、以下のSDGsの達成に寄与します。



第2節 温室効果ガス総排出量削減目標

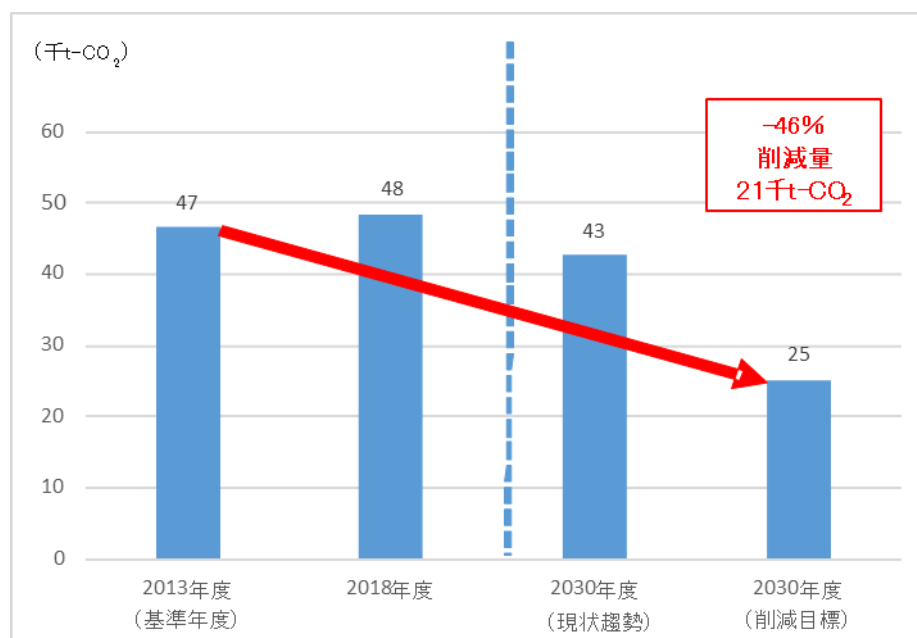
国では、2050年までの脱炭素社会の実現に向け、2021（令和3）年4月に、「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける」とする目標を示しました。

本村の温室効果ガス排出量の削減目標は、以下のとおり国の目標を踏まえて設定します。

中期目標

**2030（令和12）年度までに、
2013（平成25）年度比で46%削減**

図表9 温室効果ガス総排出量削減の目標



また、長期的視点として、「地球温暖化対策推進法」の基本理念に準じ、2050年までの脱炭素社会の実現を目指します。

長期的視点

2050年脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現

本村の温室効果ガス排出量の将来推計では、何も対策を講じない現状趨勢ケースである程度の減少が見込まれています。残りを着実に減らしていくための取組を次頁以降で示します。

第4章 温室効果ガス削減のための取組

第1節 基本目標

本村の望ましい将来像「自然に包まれ健康でおだやかな暮らしのできる高原のむら」を見据え、将来像実現のための3つの方向性をふまえながら、以下の基本目標のもとに、温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けて、具体的な取組を推進していきます。

基本目標1

再生可能エネルギーの導入・利用促進

太陽光や風力等の再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠です。また、太陽熱やバイオマス熱、廃棄物処理に伴う廃熱、温泉熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱の活用推進も効果的です。

本村の自然的社会的条件に応じて、庁舎や公共施設等での再生可能エネルギー等の率先導入・活用を行うと共に、区域内において、再生可能エネルギーの利用の促進やエネルギーの面的利用に積極的に取り組みます。

基本目標2

省エネルギーの推進

温室効果ガス排出量の削減にはエネルギー消費量の削減が欠かせません。行政・事業者・村民が、自発的に省エネルギーに取り組むための施策・事業を積極的に推進していきます。

省エネルギーの取組推進にあたっては、省エネ型設備機器の導入等ハード面での取組と日常生活・事業活動の中での省エネルギー行動の推進等ソフト面での取組、双方を推進していきます。

基本目標3

脱炭素型まちづくりの推進

都市・地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積などにより、中長期的に温室効果ガス排出量に影響を与え続けるものであり、都市構造の集約型への転換や公共交通網の再構築、都市のエネルギーシステムの効率化等を将来的に目指した脱炭素型のまちづくりが必要とされます。また、吸収源となる森林の保全にも配慮することが重要です。

また、再生可能エネルギー等の地域資源を活用しつつ、地域活性化や防災、生物多様性保全等の多様な地域課題を同時に解決していくことにも繋がることから、村の長期計画、公共施設等総合管理計画等の整合も図りつつ、脱炭素型まちづくりを推進していきます。

基本目標4

循環型社会の推進

3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）の取組によるエネルギー起源CO₂の排出抑制のほか、廃棄物発電等による熱回収や、廃棄物焼却施設からの余熱の利活用等により、廃棄物部門由来の温室効果ガスの一層の削減が求められています。

村では、石川町、浅川町、古殿町、玉川村と石川地方生活環境施設組合を組織して、廃棄物を広域的に処理しています。連携して廃棄物等を利用した熱等の利活用を推進すると共に、村全体での3Rの取組を推進していきます。

基本目標5

適応策の推進

地球温暖化対策には、温室効果ガスの排出削減等による「緩和策」と気候変動に伴う影響を防止・軽減する「適応策」の2つがあり、共に取り組むべき課題です。局所的な豪雨等による自然災害や農林業・生態系への影響、熱中症対策など多様な取組が必要とされており、また、その影響について適切に把握していくことも重要となります。

気候の変動に伴う影響に対し、影響への備えと新しい気象条件を利用した適応策に取り組んでいきます。

基本目標6

多様な人々が取り組む環境づくり

再生可能エネルギーの導入・利用促進には、事業所や住宅での設備導入促進や投資が必要とされます。省エネルギーの推進や循環型社会の推進では、個人や事業者の理解を深め、自発的に取り組めるようなしくみが必要です。また、脱炭素型まちづくりでは、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が低炭素化の担い手となることが求められます。

このように、取組全体を進めるために必要となる環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援等を推進し、多様な人々が地球温暖化対策に取り組めるような環境づくりに努めます。

第2節 施策と取組

1. 村の施策・事業

(1) 施策体系

本村の地球温暖化対策は、以下の体系で実施していきます。

また、本計画に記載された施策・取組のみならず、本村で実施する全ての事業において地球温暖化問題に配慮して推進していきます。

将来像	
「自然に包まれ健康で穏やかな暮らしのできる高原のむら」	
基本目標	施策
1. 再生可能エネルギーの導入・利用促進	①太陽光発電等の普及促進
	②バイオマス等の活用の推進
2. 省エネルギーの推進	①事業者の省エネルギーの推進
	②村民の省エネルギーの推進
	③村の省エネルギーの推進
3. 脱炭素型まちづくりの推進	①脱炭素型車社会づくりの推進
	②吸収源となる森林の保全・活用
4. 循環型社会の推進	①ごみの減量化・資源化促進
5. 適応策の推進	①適応型農業の推進
	②適応型防災対策の推進
	③適応型健康対策の推進
6. 多様な人々が取り組む環境づくり	①情報交換の場の醸成
	②体験・学習の場の創出

（２） 施策・事業

個々の対策・施策について、温室効果ガスの削減効果を定量的に評価することは、容易ではありません。また、対策・施策の種類や内容によっては実施から効果の確認までに長期間要するものもあります。

そのため、個々の対策・施策について、温室効果ガス排出削減量とは別個に定量的な進捗管理目標を設け、取組状況を明確なものとし、定期的な評価・改善に活用します。

基本目標 1

再生可能エネルギーの導入・利用促進

施策

①太陽光発電の設置数（補助数）

②再生可能エネルギーの導入事業数

取組

①太陽光発電等の普及促進

○太陽光発電システム等への設置支援

○公共施設への太陽光発電システムの率先的導入

○防災拠点への再生可能エネルギーシステムの積極的な導入

○住宅用太陽光システム設置費補助の積極的活用

〔現況値〕令和２年度：１０２世帯（累計）→〔目標値〕令和７年度：１４０世帯（累計）

取組

②バイオマス等の活用の推進

○森林資源の木質バイオマスへの利活用

○公共施設への木質バイオマスの積極的活用

基本目標2

省エネルギーの推進

施策

- ①「福島議定書事業」の参加数
- ②「みんなでエコチャレンジ事業」の参加数
- ③ 村の温室効果ガス排出量

取組

①事業者の省エネルギーの推進

- 「福島議定書」への参加促進（学校版への参加数の向上）
- 既存の建物の省エネルギー化の促進
- 省エネルギー診断の促進
- エコドライブの推進
- BEMS等エネルギーマネジメントシステムの導入促進
- 高効率設備機器の導入促進
- 次世代自動車の導入促進

取組

②村民の省エネルギーの推進

- 「みんなでエコチャレンジ」への参加促進
- 既存の住宅の省エネルギー化の促進
- うちエコ診断等省エネルギー診断の促進
- 次世代自動車の購入促進
- エコドライブの推進
- HEMS等エネルギーマネジメントシステムの導入促進
- 高効率設備機器の購入促進

取組

③村の省エネルギーの推進

- 「平田村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく取組推進

基本目標3

脱炭素型まちづくりの推進

施策

①脱炭素型車社会づくりの推進

②吸収源となる森林の保全・活用

取組

①脱炭素型車社会づくりの推進

- 公共交通・自転車利用の促進
- 自転車走行空間の確保推進
- 次世代自動車の普及促進
 - ・V2H（家庭用充電設備）の普及

取組

②吸収源となる森林の保全・活用

- 緑地の保全
- 森林経営活動の促進
- 植林活動の促進
- カーボン・オフセットの検討

基本目標4

循環型社会の推進

施策

①ごみの減量化・資源化促進

取組

①ごみの減量化・資源化促進

- 家庭ごみ・事業系ごみの分別指導と啓発の促進
- 食品ロス等を減らす取組の推進
- 減量化・再使用・資源化の取組の推進
- 未分別品目の再資源化の検討
- プラスチックごみリサイクル体制の構築

●指標

指標	現状値 (2020 年度)	目標値 (2030 年度)
①一人当たりのごみの排出量（年間）	197 kg	177 kg

基本目標5

適応策の推進

施策

①適応型農業の推進

②適応型防災対策の推進

③適応型健康対策の推進

取組

①適応型農業の推進

- 気候変動に応じた農業技術の情報収集、啓発の推進
- 農地の多面的機能の維持
- 防災・減災に考慮した農業用施設の整備推進

取組

②適応型防災対策の推進

- ハザードマップの更新・周知
- 治山・治水対策の推進
- 広報誌や防災に関する情報の提供の推進

取組

③適応型健康対策の推進

- 熱中症予防の啓発と注意喚起
- 感染症等の予防・対策推進

基本目標6

多様な人々が取り組む環境づくり

施策

①情報交換の場の醸成

②体験・学習の場の創出

取組

①情報交換の場の醸成

- 地球温暖化対策の情報提供の推進
- 地球温暖化対策の発信方法の検討
- 村民・事業者・村の情報交換の場の醸成

取組

②体験・学習の場の創出

- 環境教育・学習体験の推進
- 環境教育・学習講座の実施支援
- 地球温暖化対策を担う人材育成の促進

2. 村民・事業者の取組

村は、村民・事業者が、村の施策・事業に伴うそれぞれの取組を自主的に推進していけるよう、積極的に普及啓発をしていきます。

住民の取組

①省エネ・ごみ減量

- ・「みんなでエコチャレンジ」に参加する。
- ・マイバックの持参、容器包装の少ない商品の購入に努める。
- ・包装や梱包材などの省資源化に努める。
- ・こまめな消灯など、日常生活での省エネを意識した行動を習慣にする。
- ・LEDや消費するエネルギーの少ない家電を選択する。
- ・「COOL CHOICE」に賛同、実践する。
- ・公共交通機関や自転車を積極的に利用し、自動車運転時はエコドライブを心掛ける。
- ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）に取り組む。
- ・ごみの適正な分別による排出に努める。
- ・村が主催する研修会等への積極的な参加。

②再生可能エネルギー

- ・太陽光発電、太陽熱利用システム、蓄電池などの導入に努める。
- ・設備の更新時にスマートハウスやZEHを検討し、次世代自動車の導入に努める。

③気候変動への適応

- ・暑さ指数(WBGT)を確認して熱中症に備える。
- ・災害への備えを確認しておく。

事業者の取組

①省エネ・ごみ減量

- ・「福島議定書」に参加する。
- ・設備の適切な運転管理と保守点検を実施する。
- ・設備機器の更新などの際には、BEMSや高効率設備機器等の導入に努める。
- ・「COOL CHOICE」に賛同、実践する。
- ・自動車運転時はエコドライブを心掛ける。
- ・共同配送など、物資輸送の省エネ化に努める。
- ・包装や梱包材などの省資源化、リサイクルに努める。

②再生可能エネルギー

- ・太陽光発電、太陽熱利用システム、蓄電池などの導入に努める。
- ・次世代自動車の導入に努める。
- ・省エネルギーの推進や再生可能エネルギーを活用した事業開発に努める。

③気候変動への適応

- ・暑さ指数(WBGT)を確認して熱中症に備える。
- ・災害への備えを確認しておく。
- ・災害防災協定を締結する。

第5章 計画の推進

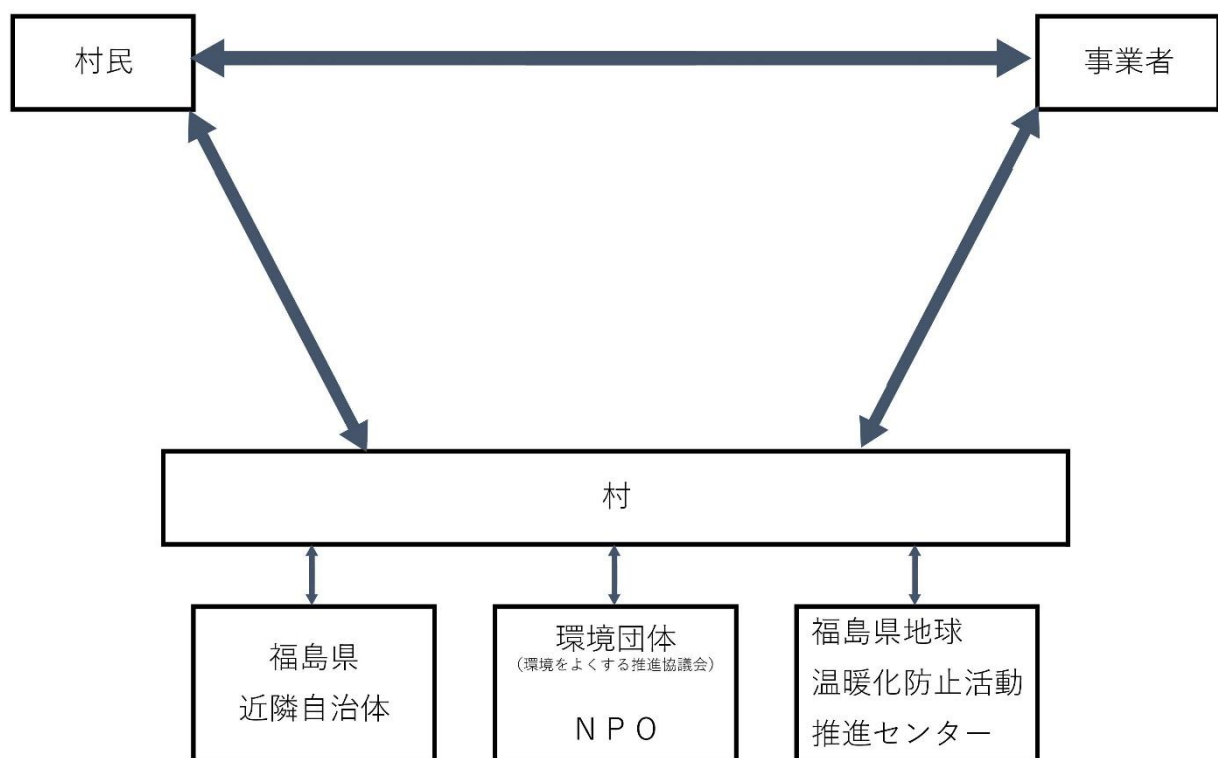
第1節 計画の推進体制

地球温暖化問題は、村民や事業者の日常の生活や事業活動が原因となっている点で、従来の公害問題と決定的に異なります。

地球温暖化問題の解決のためには、村民や事業者一人ひとりが自らの問題としてとらえ、村と連携・協働して各種の取組を進めていく必要があります。

推進体制は、村の庁議を中心として、地球温暖化対策に関する各種施策の調整を図り、また、村民や事業者の意見を積極的に取り入れながら、自発的、具体的な行動につながる取組に関する提案や協議、情報交換を行い適宜事業の推進を図っていきます。

図表 10 推進体制図



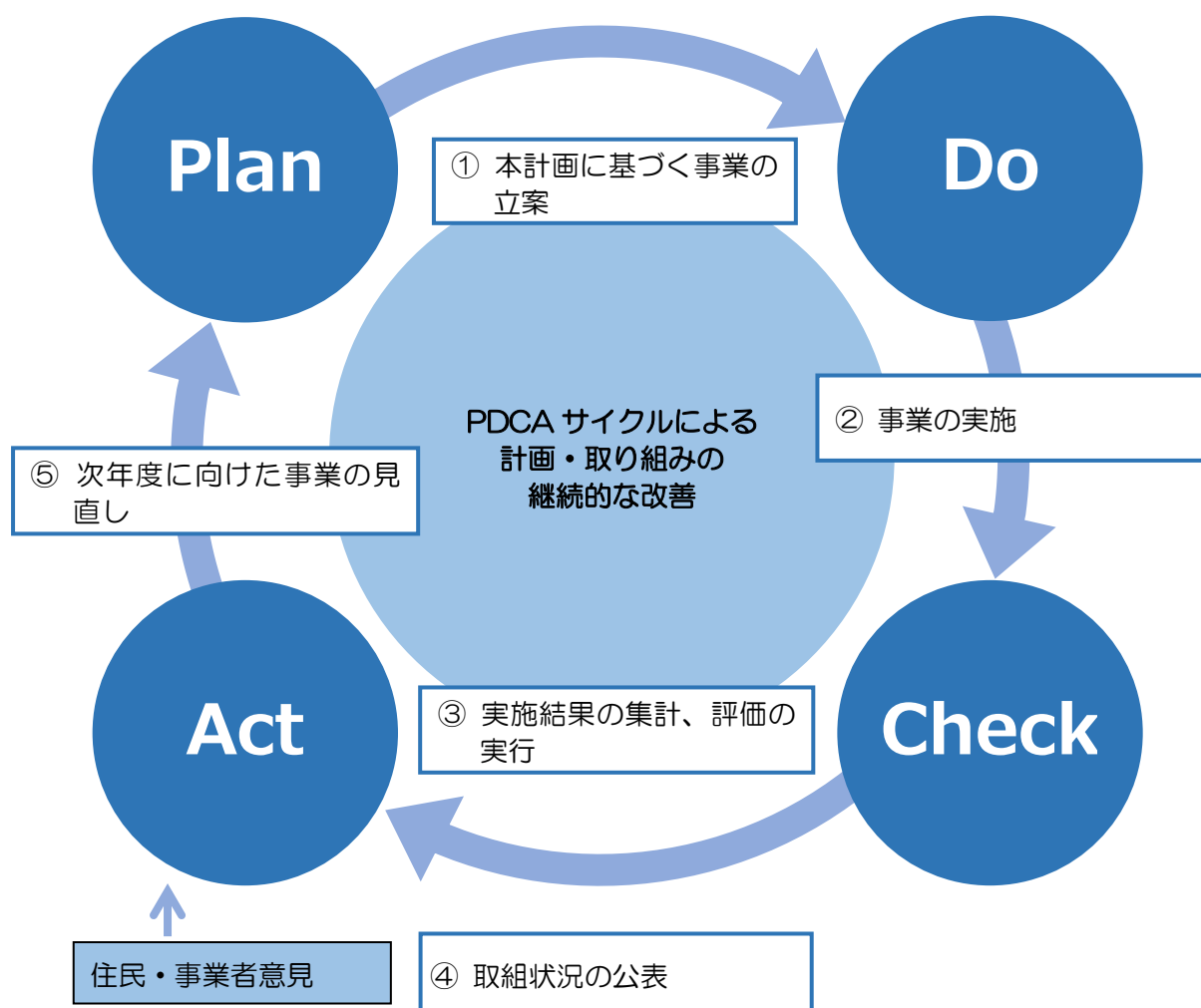
第2節 計画の進捗管理

計画の着実な推進を図り、村民・事業者・村の協働による進行管理を行うため、事業計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返す PDCA サイクルにより、年度の進行管理を実施していきます。

また、計画本体についても必要に応じて評価・見直しを実施していきます。

また、本計画書と計画の取組状況について、公表・周知をしていきます。

PDCA サイクルによる計画の進行管理



資料編

【英数字】

●BEMS (P.19)

「Building Energy Management System」の略で、日本語では「ビルエネルギー管理システム」と称される。省エネと快適性の実現を目的とし、電力使用量の可視化によって、ビルの設備や環境、エネルギーを管理して電力消費量削減を図るシステム。

●HEMS (P.19)

「Home Energy Management System」の略で、住宅のエネルギーを管理するシステムの総称。家庭の電気設備や家電製品の電力使用量をスマートフォンなどで見える化するほか、家電機器を自動制御するなどして、エネルギーを上手に節約するためのシステム。

●IPCC (P.1)

国連気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change の略。) 人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、様々な見地から包括的な評価を行うことを目的として UNEP と世界気象機関 WMO により設立された組織。

●LED (P.23)

「Light Emitting Diode」の略。発光ダイオードとも呼ばれる。この発光原理を利用した照明ランプは低い消費電力で大きな光エネルギーを得られること、また寿命が長いことから、省エネルギーや地球温暖化対策の観点から、蛍光灯から LED への切り替えが推進されている。

●ZEH (P.25)

断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入によって、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

●3R (P.23)

「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース (Reuse=再利用)」「リサイクル (Recycle=再資源化)」の頭文字で呼ばれる、廃棄物処理やリサイクルに関する考え方。

【あ行】

●エリアマネジメント (P.16)

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営を積極的に行おうという取組み。現在、民間主導のまちづくり、官民協働型のまちづくりへの期待から大都市の都心部、地方都市の商業地、郊外の住宅地など、全国各地での取組みが実践されている。

【か行】

●カーボン・オフセット (P.21)

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、極力排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った

温室効果ガスの削減活動に投資すること等によって埋め合わせするという考え方。

●京都議定書（P.2）

1997年12月京都で開催された、国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された議定書で、2005年に発効。先進締約国に対し、2008～2012年の第1約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減を義務づけた。

【さ行】

●再生可能エネルギー（P.3他）

有限で枯渇する可能性がある石油・石炭などの化石燃料や原子力と比較して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なもの）、風力、バイオマス、地熱などがあげられる。

化石燃料や原子力エネルギーは、大気汚染物質や温室効果ガスの排出、また廃棄物の処理等の点で環境への負荷が大きいことから、再生可能エネルギーが推進されている。

●次世代自動車（P.19）

窒素酸化物（NO_x や粒子状物質 PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。普及が進んでいるハイブリッド自動車や電気自動車のほか、燃料電池自動車や天然ガス自動車などがある。

●循環型社会（P.16他）

20世紀後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方によって、資源・エネルギーの循環的な利用がなされ、環境負荷の少ない社会をイメージした言葉として使われるようになった。

2000年に日本では「循環型社会形成推進基本法」が制定され、循環型社会を構築する方法として、「ごみを出さない」、「出たごみはできるだけ利用する」、「利用できないごみは適正に処分する」の3つを示している。

【た行】

●脱炭素型まちづくり（P.20他）

使用エネルギーの化石燃料から再生可能エネルギーへの転換、省エネルギーの推進、緑化（森林保全）の取組み等によって、温室効果ガスのうち大きな割合を占める二酸化炭素の排出がないまちづくりを進めること。

【は行】

●パリ協定（P.2）

2015年11月30日から12月13日までフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。2016年11月4日に発効。その内容の第1は、協定全体の目的とし、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え（2目標）、さらに「1.5に抑えるための努力を追求する

こと」(1.5℃目標)としていることである。第2の長期目標として、今世紀後半に、世界全体の人為的温室効果ガス排出量を、人為的な吸収量の範囲に収めるという目標を掲げている。これは人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする目標である。さらに、継続的・段階的に国別目標を引き上げる仕組みとして、5年ごとの見直しを規定している。

●「福島議定書」事業(P.3他)

県内の事業者や学校の二酸化炭素排出量の削減目標を定め、福島県知事と「議定書」を締結することにより、地球温暖化対策の取組みを推進する福島県が行う事業。「事業所版」と「学校版」に分かれ、事業所版には「従来編」と「上級編」がある。優秀な取組が行われた事業所や学校には表彰が行われる。

●福島新エネ社会構想(P.3他)

福島県の「2040年までに福島県内のエネルギー需要の100%を再生可能エネルギーから産み出す」との大きな目標のもと、未来の新エネルギー社会の実現に向けたモデルを福島全県で創出し、世界に発信することで、再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く先駆けの地とすることを目指すもの。

【ま行】

●「みんなでエコチャレンジ」事業(P.19他)

県内の一世代あたりのCO₂排出量を1%以上削減することを目指し、一世代あたりの県民に省エネ、省資源を実践してもらう(福島エコ道)福島県の取組み。一世代あたりのCO₂排出量の1%分は、スギの木6本が1年間に吸収するCO₂の量に相当するため、「スギの木6本分のCO₂を削減する」ことをスローガンに掲げている。

●木質バイオマス(P.18)

本来、木材など植物系の生体のことを意味する。植物は環境中の代表的な温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し成長するため、それを石油・石炭などの化石燃料の代替エネルギー源として使用すれば、飛躍的に二酸化炭素発生量を減らすことができる。木質バイオマスの燃焼による発電や熱利用など、再生可能エネルギーとしての利用が全国各地で進んでいる。

【その他】

●こおりやま広域連携中枢都市圏

郡山市と村を含む近隣17市町村が、少子高齢・人口減少社会にあっても地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、連携協約を締結して市町村を越えた広域的な取組みを行うために形成された圏域。

●地球温暖化対策の推進に関する法律

1997年の京都議定書の採択を受けて、1998年に策定・公布された。国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものであり、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るもの。

平田村地域まるごと省エネ計画
【平田村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】
2022年（令和4年）4月

福島県平田村
問合せ先：住民課